

ラムサール条約登録湿地関係漁業協同組合 アンケート再集計結果

平成22年12月22日
千葉県環境生活部自然保護課

アンケート名	「ラムサール条約登録に関するアンケート」
調査目的	国指定鳥獣保護区特別保護地区が指定され、すでにラムサール条約登録湿地となっている湿地内に漁業権漁場を有する漁協に対し、登録前に抱かれた懸念や問題点、また登録後の状況等を把握するためにアンケートを行った。
調査方法	17項目について書面による回答方式。
調査期間	平成21年12月15日～平成22年1月20日
調査対象	全16漁協
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湿原（3漁協） ・ 淡水湖（2漁協） ・ 汽水湖（9漁協） ・ 浅海域（2漁協）
回答率	100%
その他	本集計結果は、漁協からの回答を基に、その傾向を明確にする為、詳細分析を行ったものである。

- 1 登録することに不安・懸念はあった組合は16組合中11組合であり、登録後もその不安・懸念が「変わらなかった」組合は8組合である。
- (1) 貴組合は、漁場として利用している海・湖・沼等をラムサール条約に登録する前は、登録することに不安がありましたか。
- | | |
|------------|------|
| ア なかった | ・・・2 |
| イ ほとんどなかった | ・・・3 |
| ウ 少しあった | ・・・4 |
| エ かなりあった | ・・・7 |
- (2) 上記(1)で「少しあった」又は「かなりあった」と回答した組合の不安・懸念は、ラムサール条約に登録された後、変わりましたか。変わらなかったですか。
- | | |
|-----------|------|
| ア 変わった | ・・・3 |
| イ 変わらなかった | ・・・8 |

- 2 不安・懸念が登録後も「変わらなかった」8組合についての内容は、
- ・ 鳥獣保護のための規制によって、今まで行ってきた漁業行為の全部または一部ができなくなる。 . . . 8
 - ・ 鳥獣保護によって、水鳥が増えて、海苔などの生産物に羽毛が入る割合が増えるなど、漁業関連製品の品質保護上の問題が増加する。 . . . 1
 - ・ 鳥獣保護とラムサール条約のために、観光客が増えて、漁業活動がやりにくくなる。 . . . 5
 - ・ 鳥獣保護によって、水鳥による採餌などが増加して、漁業生産量が減少する問題が発生する。 . . . 5
 - ・ 鳥獣保護やラムサール条約の登録にともなって、経済的な負担がかえって増える。 . . . 0
 - ・ 漁業活動をやめる組合員が増える。 . . . 2
 - ・ その他 . . . 0
- という状況であった。

- 3 不安・懸念が登録後も「変わらなかった」8組合の鳥獣保護区（国・特保）の設定年から現在までの経過年数については、27年～29年前が2組合、17～19年前が3組合、8年前が1組合、5年前が2組合であり、鳥獣保護区（国・特保）設定からの経過年との関係は特にないと思われる。

- 4 一方登録後に不安・懸念が変わった（払拭された）3組合の登録前の不安・懸念の内容は、
- ・ 鳥獣保護のための規制によって、今まで行ってきた漁業行為の全部または一部ができなくなる。 . . . 2
 - ・ 鳥獣保護によって、水鳥が増えて、海苔などの生産物に羽毛が入る割合が増えるなど、漁業関連製品の品質保護上の問題が増加する。 . . . 0
 - ・ 鳥獣保護とラムサール条約のために、観光客が増えて、漁業活動がやりにくくなる。 . . . 1
 - ・ 鳥獣保護によって、水鳥による採餌などが増加して、漁業生産量が減少する問題が発生する。 . . . 3
 - ・ 鳥獣保護やラムサール条約の登録にともなって、経済的な負担がかえって増える。 . . . 0
 - ・ 漁業活動をやめる組合員が増える。 . . . 0
 - ・ その他 . . . 0

5 不安・懸念が登録後に「変わった」3組合の鳥獣保護区（国・特保）の設定年から現在までの経過年数については、27年前が1組合、5年前が2組合であり、鳥獣保護区（国・特保）設定からの経過年との関係は特にないと思われる。

6 「どのように変わったか」については、

- ・登録後も新たな制約は発生しておらず漁業を行うことで利用が図られることに意識は拡大できたと考える。
 - ・ラムサールが水鳥の保護だけでなく漁業も賢明な利用の一つとして、理解が得られていると考える。
 - ・漁業生産量の減少や漁業被害はなかった。
 - ・行政からの説明により不安が解消された。
- との回答であった。

7 「登録後に鳥の数は増えたかどうか。」については、全組合中6組合が「増えた」と回答している。

増えた	・・・6
変わらない	・・・9
減った	・・・0
わからない	・・・1

8 登録後に鳥の数は増えたと回答した6組合の湿地についての鳥獣保護区（国・特保）の設定年から現在までの経過年数については、27年～29年前が3組合、8年前が1組合、5年前が2組合であり、鳥獣保護区（国・特保）設定からの経過年との関係は特にないと思われる。

9-1 登録後に「鳥による漁業被害が増えた」と回答しているのは、4組合である。

(1) 国指定鳥獣保護区特別保護地区に指定されると原則として鳥の捕獲できなくなりますが、鳥による漁業被害は増えましたか。

増えた	・・・4
変わらない	・・・7
減った	・・・0
特にない	・・・5

(2) 上記(1)で「増えた」又は「変わらない」と回答した組合の被害の状況については、

鳥による魚やアサリの食害	・ 10
鳥による糞害	・ ・ 4
鳥による漁業網の被害	・ ・ 2

との回答であった。

9-2 また、上記4組合はいずれも前記7で、「登録後に鳥の数は増えた」と回答している。

漁業被害の状況については、

・ 鳥による魚やアサリの食害	・ ・ 4
・ 鳥の糞害（水質汚染、樹木の枯死）	・ ・ 2
・ 鳥による漁業網の被害	・ ・ 2

という状況であった。

10 そして、この4組合がラムサール条約登録は、漁業活動への影響について「大変悪い影響」（2組合）及び「悪い影響」（2組合）と、回答している。

11 漁業活動への影響について「大変悪い影響」（2組合）及び「悪い影響」（2組合）と、回答した組合の湿地について、鳥獣保護区（国・特保）の設定年から現在までの経過年数については、「大変悪い影響」（2組合）と回答した2組合が27年～29年前に、また「悪い影響」と回答した2組合が5年前に鳥獣保護区（国・特保）に設定している状況にあった。

12 湿地形態別では、「大変悪い影響」（2組合）と回答した組合の湿地は淡水湖であり、「悪い影響」（2組合）と回答した組合の湿地は汽水湖である。

13 一方、「登録後も鳥の数は変わらない等」という回答は10組合であった。

14 登録後も鳥の数は変わらない等と回答した10組合の湿地の鳥獣保護区（国・特保）の設定年から現在までの経過年数については、31年前が2組合、17～19年前が5組合、4～5年前が3組合であり、鳥獣保護区（国・特保）設定からの経過年との関係は特にないと思われる。

15 登録後も鳥の数は変わらない等と回答した10組合のうち「漁業被害は以前と変わらない」が7組合、「漁業被害と言えるものは特にない」が3組合であった。

漁業被害の状況については、

- ・ 鳥による魚やアサリの食害 . . . 5
- ・ 鳥の糞害 . . . 1

という状況であった。

16 「漁業被害は以前と変わらない」と回答した7組合のうち1組合が、ラムサール条約登録は、漁業活動への影響について「良い影響」と回答し、6組合が「どちらともいえない」と回答している。

また、「漁業被害と言えるものは特にない」と回答した3組合は、すべて漁業活動への影響について「どちらともいえない」と回答している。

17 有害鳥獣捕獲許可については16組合全てが許可を受けたことはないと回答している。

18 有害鳥獣捕獲以外の許可については、1組合が許可を得ており、その内容はしじみ育成試験のための工作物の新築及び動力船の使用である。

19 ラムサール条約登録後の保全活動については、「湿地の清掃活動」が9組合と最も多い状況であり、他に「稚魚・稚貝の放流事業(2組合)」、「アマモ増殖活動(2組合)」、「外来魚等の駆除・防除事業(1組合)」、「植樹(1組合)」、「鶺鴒の対策事業(1組合)」、「環境基準に基づく国自らの保全活動(1組合)」、「漁業環境の監視活動(1組合)」である。

20 清掃活動を実施している9組合の湿地のタイプ別については、汽水湖6組合、淡水湖2組合、湿原1組合である。

21 ラムサール条約に登録された後に、養浜を行ったことがあるかについては、有る、無しそれぞれ8組合ずつである。

22 養浜を行った8組合の湿地のタイプ別については、浅海域2組合、汽水湖6組合である。

浅海域である湿地にある組合の養浜の理由は「アサリ漁場において沈下減少が見られたので、砂を入れ漁場の保全に努めた。」とのことであった。

23 養浜はどのような方法で実施したのかについては、「国、都道府県の事業及び補助事業として覆砂を実施」が7組合、「漁協単独で実施」が1組合という状況である。

24 ラムサール条約登録後に「良くなったこと」及び「悪くなったこと」の欄の回答については、

- ・良くなったことの項目のみ . . . 2
- ・良くなった、悪くなったことの両方の項目 . . . 2
- ・悪くなったことの項目のみ . . . 4
- ・良くなったことも、悪くなったことも特になし . . . 8

という状況であった。

25 良くなったこと及び悪くなったことについては、

・良くなったこと（複数回答可）

- ・観光客が増加して、漁業関連製品の売り上げが増加した。 . . . 1
- ・地域ブランドが確立して、漁業関連製品の売り上げが増加した。 . . . 0
- ・鳥獣保護などの取り組みによって生態系が豊かになって漁業生産量が増加した。 . . . 1
- ・観光客を案内するなどのサイドビジネスが発達した。 . . . 2
- ・登録湿地のビジターセンターなどで漁業関連製品が販売できるようになって売り上げが増加した。 . . . 0
- ・漁業活動をつづける組合員が増えて、将来に展望が開けるようになった。 . . . 0

・その他

- 行政、住民とも環境への意識が高まった。 . . . 1
- 海岸、河川等の清掃により、ごみが減っている。 . . . 1

・悪くなったこと（複数回答可）

- ・鳥獣保護のための規制によって、従来行ってきた漁業行為の全部または一部ができなくなった。 . . . 0
- ・鳥獣保護によって、水鳥が増えて、海苔などの生産物に羽毛が入る割合が増えるなど漁業関連製品の品質保護上の問題が増加した。 . . . 2
- ・鳥獣保護とラムサール条約のために、観光客が増えて、漁業活動がやりにくくなった。 . . . 2
- ・鳥獣保護によって、水鳥による採餌などが増加して、漁業生産量が減少する問題が発生した。 . . . 4

- ・ 鳥獣保護やラムサール条約の登録にともなって、経済的な負担がかえって増えた。 . . . 0
- ・ 漁業活動をやめる組合員が増えて漁業が衰退した。 . . . 4
- ・ その他 . . . 0
- ・ 良くなったことも、悪くなったことも特になし . . . 8

26 良くなったことの項目の欄だけを回答した2組合についての内容は、

- ・ 観光客が増加して、漁業関連製品の売り上げが増加した。 . . . 0
 - ・ 地域ブランドが確立して、漁業関連製品の売り上げが増加した。 . . . 0
 - ・ 鳥獣保護などの取り組みによって生態系が豊かになって漁業生産量が増加した。 . . . 1
 - ・ 観光客を案内するなどのサイドビジネスが発達した。 . . . 1
 - ・ 登録湿地のビジターセンターなどで漁業関連製品が販売できるようになって、売り上げが増加した。 . . . 0
 - ・ 漁業活動をつづける組合員が増えて、将来に展望が開けるようになった。 . . . 0
 - ・ その他 . . . 0
- そして、ラムサール条約登録の漁業活動への影響については、「良い影響」及び「どちらともいえない」が1組合ずつである。

27 良くなった、悪くなったことの両方の項目を回答した2組合についての内容は、

・ 良くなったこと（複数回答可）

- ・ 観光客が増加して、漁業関連製品の売り上げが増加した。 . . . 1
- ・ 地域ブランドが確立して、漁業関連製品の売り上げが増加した。 . . . 0
- ・ 鳥獣保護などの取り組みによって生態系が豊かになって漁業生産量が増加した。 . . . 0
- ・ 観光客を案内するなどのサイドビジネスが発達した。 . . . 1
- ・ 登録湿地のビジターセンターなどで漁業関連製品が販売できるようになって売り上げが増加した。 . . . 0
- ・ 漁業活動をつづける組合員が増えて、将来に展望が開けるようになった。 . . . 0
- ・ その他
 - 行政、住民とも環境への意識が高まった。 . . . 1
 - 海岸、河川等の清掃により、ごみが減っている。 . . . 1

・悪くなったこと（複数回答可）

- ・鳥獣保護のための規制によって、将来行ってきた漁業行為の全部または一部ができなくなった。・・・0
- ・鳥獣保護によって、水鳥が増えて、海苔などの生産物に羽毛が入る割合が増えるなど漁業関連製品の品質保護上の問題が増加した。・・・1
- ・鳥獣保護とラムサール条約のために観光客が増えて、漁業活動がやりにくくなった。・・・1
- ・鳥獣保護によって、水鳥による採餌などが増加して、漁業生産量が減少する問題が発生した。・・・0
- ・鳥獣保護やラムサール条約の登録にともなって、経済的な負担がかえって増えた。・・・0
- ・漁業活動をやめる組合員が増えて漁業が衰退した。・・・1
- ・その他・・・0

とのことであった。

そしてラムサール条約登録の漁業活動への影響については、「悪い影響」及び「どちらともいえない」が1組合ずつである。

28 悪くなったことの項目の欄だけ回答した4組合についての内容は、

- ・鳥獣保護のための規制によって、将来行ってきた漁業行為の全部または一部ができなくなった。・・・0
- ・鳥獣保護によって、水鳥が増えて、海苔などの生産物に羽毛が入る割合が増えるなど漁業関連製品の品質保護上の問題が増加した。・・・1
- ・鳥獣保護とラムサール条約のために、観光客が増えて、漁業活動がやりにくくなった。・・・1
- ・鳥獣保護によって、水鳥による採餌などが増加して、漁業生産量が減少する問題が発生した。・・・3
- ・鳥獣保護やラムサール条約の登録にともなって、経済的な負担がかえって増えた。・・・0
- ・漁業活動をやめる組合員が増えて漁業が衰退した。・・・3
- ・その他・・・0

とのことであった。

そしてラムサール条約登録の漁業活動への影響については、「大変悪い影響」2組合、「悪い影響」及び「どちらともいえない」が1組合ずつである。

29 国指定鳥獣保護区特別保護地区への指定とラムサール条約への登録は、全体として、漁業活動へどのような影響を与えたかについては、

- ・ 大変良い影響 0
- ・ 良い影響 1
- ・ どちらともいえない 1 1
- ・ 悪い影響 2
- ・ 大変悪い影響 2

という回答でありアンケートからは、ラムサール条約への登録は漁業に対しての影響は、「どちらともいえない」漁組がかなり多い状況であった。

30 国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及びラムサール条約への登録を検討している漁協へのアドバイスについては、

- ・ 保護地区として地域に与える影響が問題であり、その場面での対応が必要である。
- ・ ラムサール条約の賢明なる活用という主旨を活かすためにも片一方の保護だけをしないように討議し、鳥が大事か、人が大事かを考えていただきたい。
- ・ その地域地域で環境立地条件が違う。世情とは言え、やみくもに条約を批准するのではなく、地域のあるべき将来を展望した上で決論を出していただきたい。
- ・ 漁業活動もその水域（湿地）の賢明な利用の1つであり、漁業活動ができる水域こそ健全な生態系を有している水域である事をPRすべきである。
- ・ 漁業者（漁協）が資源管理を図り、いかに水域の「守り人」としての役割を果たすことで住民の理解は得られると考える。
- ・ 登録に際し漁業者（漁協）の不安は大きいと思うが、様々な不安や想定外の事態に対して、行政がどう対応して行くのかを事前に文書で取り交わすことが必要ではないか。

という内容であった。

31 「漁業者が抱く不安等に対し、事前に行政と文書を取り交わすことが必要ではないか。」との意見について、湿地をラムサール条約湿地に登録するに際し、各都道府県と関係漁業協働組合との間で協定あるいは覚書等を締結した事例の有無を調査したが、都道府県レベルでは皆無であった。

なお、環境省と漁業協働組合との「確認書」については、1件事例があると聞いている。